

平成 19 年 11 月 1 日

各 位

会社名 ゼネラル株式会社  
代表者名 取締役社長 北田 猛  
(コード 3890 大証第2部)  
問合せ先 経理部長 有野 隆久  
(TEL 06 6933 1805)

### (訂正) 訴訟の判決に関するお知らせ

平成 19 年 4 月 2 日付にてお知らせいたしました「訴訟の判決に関するお知らせ(別紙添付)」のうち、「1.訴訟の概要」に誤りがありましたので、訂正してお知らせいたします。

記

#### 1. 訂正の内容

##### <訂正前> (別紙 1.(1)(2) 下記下線部分の訂正と二重線部分の削除)

(1) 平成 17 年 8 月 10 日に預金保険機構より当社に対し、タニヤマエンジニアリング株式会社の当社に対する平成 16 年 10 月期利益配当請求権金 4,920 万円の支払いを求める訴えの提起が大阪地方裁判所にありました。これは、タニヤマエンジニアリング株式会社の当社に対する利益配当金請求権を預金保険機構が差押えたことに基づく取立訴訟であります。また、預金保険機構および株式会社整理回収機構より、平成 18 年 6 月 9 日タニヤマエンジニアリング株式会社の預金配当手続に関して、当社の配当受取額 135 万 2527 円をゼロにして、~~預金保険機構ならびに株式会社整理回収機構に当社の配当受取額をそれぞれ支払うよう配当異議の裁判を提起されておりました。~~

この訴訟に対して、当社は、~~タニヤマエンジニアリング株式会社に対して有する相生産業株式会社のタニヤマエンジニアリング株式会社の連帯保証契約に基づく保証債務履行を求める正当な権利を有すると主張し、係争中でありました。~~

(2) 平成 17 年 11 月 8 日に株式会社整理回収機構より当社に対して、当社普通株式株券 240 万株の引渡しを求める訴えの提起が大阪地方裁判所にありました。これは、タニヤマエンジニアリング株式会社の当社に対する預託株券引渡請求権を株式会社整理回収機構が差押えたことに基づく取立訴訟であります。これに対して、当社は~~当社の相生産業株式会社向け貸付金に対するタニヤマエンジニアリング株式会社の当社に対する連帯保証債務に基づく正当な譲渡担保権を有すると主張し、係争中でありました。~~

##### <訂正後> (下記下線部訂正と挿入)

(1) 平成 17 年 8 月 10 日に預金保険機構より当社に対し、タニヤマエンジニアリング株式会社の当社に対する平成 16 年 10 月期利益配当請求権金 4,920 万円の支払いを求める訴えの提起が大阪地方裁判所にありました。これは、タニヤマエンジニアリング株式会社の当社に対する利益配当金請求権を預金保険機構が差押えたことに基づく取立訴訟であります。また、預金保険機構および株式会社整理回収機構より、平成 18 年 6 月 15 日タニヤマエンジニアリング株式会社の預金配当手続に関して、当社のタニヤマ

エンジニアリング株式会社に対する債務名義は正当なものでないとして、配当受取額 135 万 2527 円に関して配当表を訂正するよう求める配当異議の裁判を提起されておりました。

この訴訟に対して、当社は、取立訴訟については、タニヤマエンジニアリング株式会社との間の連帯保証契約に基づく保証債務履行請求権と相殺したと主張し、また、配当異議事件については、タニヤマエンジニアリング株式会社に対する債務名義は正当なものであると主張し、係争中でありました。

- ( 2 )平成 17 年 11 月 8 日に株式会社整理回収機構より当社に対して、当社普通株式株券 240 万株の引渡しを求める訴えの提起が大阪地方裁判所にありました。これは、タニヤマエンジニアリング株式会社の当社に対する預託株券引渡請求権を株式会社整理回収機構が差押えたことに基づく取立訴訟であります。これに対して、当社は、相生産業株式会社の当社に対する一切の債務を担保する譲渡担保として、タニヤマエンジニアリング株式会社から当社株式株券 240 万株の引渡しを受けたものであると主張し、係争中でありました。

## 2 . 訂正理由

裁判における当社の主張部分に関して、記載ミスによるものであります。

以 上

<別紙：平成19年4月2日付のお知らせ>

平成19年4月2日

各 位

会社名           ゼネラル株式会社  
代表者名       取締役社長 北田 猛  
                  (コード 3890 大証第2部)  
問合せ先       経理部長 有野 隆久  
                  (TEL06 6933 1805)

### 訴訟の判決に関するお知らせ

当社が預金保険機構および株式会社整理回収機構から提起されておりました訴訟に関し、大阪地方裁判所において、下記のとおり判決がありましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 訴訟の概要

(1) 平成17年8月10日に預金保険機構より当社に対し、タニヤマエンジニアリング株式会社の当社に対する平成16年10月期利益配当請求権金4,920万円の支払いを求める訴えの提起が大阪地方裁判所にありました。これは、タニヤマエンジニアリング株式会社の当社に対する利益配当金請求権を預金保険機構が差押えたことに基づく取立訴訟であります。また、預金保険機構および株式会社整理回収機構より、平成18年6月9日タニヤマエンジニアリング株式会社の預金配当手続に関して、当社の配当受取額135万2527円をゼロにして、預金保険機構ならびに株式会社整理回収機構に当社の配当受取額をそれぞれ支払うよう配当異議の裁判を提起されておりました。

この訴訟に対して、当社は、タニヤマエンジニアリング株式会社に対して有する相生産業株式会社のタニヤマエンジニアリング株式会社の連帯保証契約に基づく保証債務履行を求める正当な権利を有すると主張し、係争中でありました。

(2) 平成17年11月8日に株式会社整理回収機構より当社に対して、当社普通株式株券240万株の引渡しを求める訴えの提起が大阪地方裁判所にありました。これは、タニヤマエンジニアリング株式会社の当社に対する預託株券引渡請求権を株式会社整理回収機構が差押えたことに基づく取立訴訟であります。これに対して、当社は当社の相生産業株式会社向け貸付金に対するタニヤマエンジニアリング株式会社の当社に対する連帯保証債務に基づく正当な譲渡担保権を有すると主張し、係争中でありました。

#### 2. 判決の内容

(1)については、平成19年3月20日被告である当社の主張を認め、原告の請求を棄却する判決がありました。

(2)については、平成19年3月28日原告である株式会社整理回収機構の主張を認め、当社の保有する預託株券を引渡しを命ずる判決がありました。

#### 3. 今後の見通し

当社は、(2)の判決に対して本日開催の当社取締役会において控訴することを決定いたしました。

以 上